

区から提出された意見に関する回答について

【令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの意見】

- ① A型事業所に対する関与・指導について
- ② 相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討

【令和2年度 西成区地域福祉推進会議からの意見】

- ① 【継続】 緊急時ではない『通年かつ長期的な移動』（移動支援事業）を支援するサービスについて
- ② 【継続】 医療的ケア児が利用できる通所事業所へのバックアップ体制について
- ③ 【新規】 重度訪問介護について
- ④ 【新規】 障がい者夜間・休日等緊急時支援事業について
- ⑤ 【新規】 精神障がい者の方の住居の問題について

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

| |
|--|
| 要望5 |
| A型事業所に対する関与・指導について |
| 理由 |
| <p>今年度7月下旬、港区で事業を行っていた就労継続支援A型事業所が経営不振を理由に、従業員に対し、突然事業所の閉鎖と、2か月分の賃金について支払えないという通告を一方的にし、その結果、24名の利用者が仕事を失うばかりか、給料を受け取ることができない状況となりました。当該事業所の閉鎖・倒産については、利用者に対する通告後3日程度で、離職票などの書類が各利用者のもとに郵送されてきていることから、ある程度予測できたことではないかと考えられます。制度の見直しがされ、経営的にも難しさのある企業としての就労継続支援A型事業所の倒産自体については、やむを得ない事情もあると考えますが、一方、障がい福祉サービス事業所として大阪市の指定を受けている事業所としては、利用者の支援に対する一定の責任があるのではないかと考えられます。この件については、利用者の次の就労への支援、未払い賃金の立て替え払い制度の手続きがスムーズに進んでいくように協力することなどが考えられます。このような状況について、障がい福祉サービス事業所の指定権者の大阪市としても、何らかの関与をし、指導などに努める責任があるのではと考えます。この件以外にも、就労継続支援A型事業所の事業廃止、倒産の事案は全国的にも散見されます。労働者であり、福祉サービスの利用者でもある就労継続支援A型で就労する方々の権利が擁護され、安心して働くことができるような方法、体制を確立してください。</p> |
| 回答 |
| <p>運営指導課におきましては、障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等に基づき、指定障がい福祉サービス事業者等に対して指導等を行っております。</p> <p>このうち、指定就労継続支援A型事業については、同基準第17条において、「指定障害福祉サービス事業者等との連携等」が定められており、サービス提供の終了にあたっては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない、とされています。</p> <p>また、経営状況の把握および改善についても、同基準第192条および平成29年3月30日付厚生労働省通知、平成30年3月2日付同省通知により、より詳細な就労継続支援A型計画書や経営改善計画書の作成、および事業所における財務情報や主な生産活動、平均月額賃金（工賃）等の経営状況の公表</p> |

などを行うこととなっております。

本市におきましても、上記基準および通知に基づいて実地指導等を実施し、指定基準に従った適切な事業運営を行っていないと認められる場合には、経営改善報告書の作成・提出を通じて、事業者自らが経営状況を把握し改善を行えるよう指導することとしています。

就労継続支援A型事業に関しては、障がいのある方が就労をめざし、安定した社会生活を送るうえで非常に重要な役割を担っているものであります。障がいのある方が安心して当該サービスを利用するため、事業所において適正な運営、利用者への適切な支援が行われるよう、引き続き事業者への指導等に努めてまいります。

担当：福祉局障がい者施策部運営指導課（6241-6527）

令和元年度 港区障がい者支援専門部会からの要望

| |
|---|
| 要望 10 |
| 相談支援専門員から、ケアマネジャーへの引継ぎをスムーズに行えるような方法の検討 |
| 理由 |
| <p>障害者自立支援法・障害者総合支援法施行以後、10年以上が経過した現在、障がい福祉の領域では、障がい者ご自身の高齢化と、そのご家族の高齢化が大きな課題となっています。高齢化の課題の一つとして、特に65才を契機に、使用する障がい福祉サービスを、優先して介護保険サービスへの切り替えることが制度の基本となっていることがあります。この二つの制度の成り立ちが大きく違うこともあり、それまで障がい福祉サービスの利用を前提としたそれぞれの生活が、介護保険に切り替わることにより、利用するサービスについて質・量の変化を求められることで、安心して暮らしていく事が継続できない不安が高まることが考えられます。また、介護保険では、ケアマネジャーが介護保険サービス利用のケアプランを作成することになっていますが、相談支援専門員との役割や考え方に大きな違いがあり、その違いにより、利用者の生活に大きな変化が求められる可能性が懸念されています。制度の持続可能性を担保する必要があることについては、当事者及び関係者に十分に説明を続けた上で、利用する制度の切り替えの際に、当事者にできる限り、混乱や不利益を生じさせないような仕組みが必要です。障がいのある人が、介護保険サービスを優先して利用する必要が生じたときに、その人に関わる全ての人が、正確な制度や仕組みを理解し、これまでの暮らし同様の暮らしを続けて行くことができるように、情報の発信や、共有の仕組み、関係者による連携の支援をしてください。また、相談支援事業所が安定して運営、事業を継続するためにも、各種加算の設定ではなく、相談支援事業に係る本体報酬の見直しを国へ要望してください。</p> |
| 回答 |
| <p>本市においては、これまで障がい福祉サービスを利用されてきた方が、65歳到達等により、介護保険サービスに移行する場合には、円滑なサービス利用となるよう、計画相談支援事業所の相談支援専門員と介護保険のケアマネジャーとが支援に必要な情報を共有するなど両者が連携していくことが重要と考えています。</p> <p>各区の担当では、本人や相談支援専門員、ケアマネジャーと連携することにより、本人の心身の状況等を考慮したサービス提供が行えるよう努めており、介護保険の対象となった障がい者であっても障がい状況等から必要と認</p> |

められるサービスが、介護保険サービスの支給量・内容では十分に確保できないと判断される場合には、必要に応じて障がい福祉サービスの提供ができ

るよう各区において支給決定を行っているところです。

平成 30 年度からは共生型サービスも創設されたところではありますが、障がい福祉サービスを利用されている方が、介護保険サービスを受けられる際には、ケアマネジャーは、介護ニーズのみならず、個々の障がい特性に応じたきめ細かなアセスメントを行い、心身の状況、その置かれている環境等に応じ、本人の選択に基づいた適切なサービスが過不足なく提供されるよう、配慮してケアプランの作成を行う必要があります。

このため、障がい福祉と介護保険との適用関係、共生型サービス、その他様々な障がい者施策について、本年作成した研修資料を用い、集団指導などを通じて、計画相談支援事業所の相談支援専門員及びケアマネジャーをはじめとする介護保険事業所への周知を図ってまいります。

また、指定相談支援事業の報酬に関しては、国に対して、各事業所が安定して事業を継続できる報酬体系とするよう引き続き要望してまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（6208-7999）

福祉局障がい者施策部障がい支援課（6208-8245）

福祉局高齢者施策部介護保険課（保険給付グループ）（6208-8059）

福祉局高齢者施策部介護保険課（指定・指導グループ）（6241-6310）

| |
|---|
| <p>6.【継続】緊急時ではない『通年かつ長期的な移動』(移動支援事業)を支援するサービスについて</p> |
| <p>障がい者の社会参加の促進について、長年依頼してきているが、進んでいない現状がある。</p> <p>この件に関し、「大阪府において、制度の設計に向けて、検討が進められている」、「通年かつ長期的な移動に該当するものについて現行のサービスで支援が受けられるように国に要望していく」と昨年回答をいただいたが、大阪府における独自の制度設計の進捗状況を確認したい。</p> |
| <p>回答</p> |
| <p>重度障がい者に対する就労支援について、令和2年度より重度訪問介護の支給決定を受けている自営業者の方を対象として大阪府と連携して大阪市と堺市で「重度障がい者の就業支援事業」を試行実施しております。</p> <p>なお、令和2年10月から国が障がい者の就労支援のために開始する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」と上記府市事業は同行援護サービス利用者など対象者の範囲が異なるため、現在その整合性等について府市にて精査し、検討しているところです。</p> <p>今後、障がいのある方々の就労支援のニーズに応えることができるよう、制度の見直しを円滑に進めるとともに、障がい者に対する就労支援のための所要の事項について、今後も積極的に国に対して働きかけを行ってまいります。</p> |
| <p>担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課 (電話 6208-8245)</p> |

| |
|---|
| <p>7.【継続】医療的ケア児が利用できる通所事業所へのバックアップ体制について</p> |
| <p>医療的ケア児・者を受入れる事業所が増えないのは、「事故が起きた」際の損害賠償責任を事業者が全て負い、行政が関与しないことが前提になってしまっている＝運営上のリスクが過大であることが最も大きな要因であると考えられる。</p> <p>事業者が予め損害賠償保険等に加入しておくことは当然としても、事故が起きた後の保険料増額への対応（保険料の増額分補助や保険料が増額されないようにする措置など）保険加入継続が拒否されないようにする措置、（新型コロナウイルスのワクチン開発でも検討されているような）損害賠償そのものを国や自治体が（一部または全部）負担するといった、事業者にとっての確かな安心材料となるような行政の関与（バックアップ体制）が担保されない限り、医療的ケア児・者が利用可能な社会資源の拡充は極めて困難であると言わざるを得ない。そうした具体的なバックアップの在り方について、国への法令等制度改定の要請や大阪市（あるいは大阪府）独自の対応を検討してほしい。</p> |
| <p>回答</p> |
| <p>医療的ケアを必要とする障がい児者への支援の充実を図るため、国においては、平成30年度の障がい福祉サービス等報酬改定において、障がい児通所支援・福祉型障がい児入所施設における看護職員配置加算の創設や、障がい児通所支援における医療連携体制加算の拡充等が行われています。</p> <p>また、本市においては、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターの養成、及び、障がい福祉サービス事業者に向けた専門的な指導、助言等を行う大阪市重症心身障がい児者等地域生活支援センター事業等を行っており、医療的ケア児者が地域で生活するための支援の向上に向けて取り組んでいます。</p> <p>障がい福祉サービス事業所において、医療的ケア児等の受け入れが一層進むよう、報酬基準の改善等について、国に対し要望してまいります。</p> |
| <p>担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 6208-8076）</p> |

8. 【新規】 重度訪問介護について

障がい者の地域生活を維持するものとして夜間の支援があるが、夜間帯に支援できる人材が不足している。例えば、グループホームでは介護サービスを外部委託できる形態があることを事業所は分かっているが、実際に支援に入れる居宅介護事業所がなく活用できないという問題がある。

人材を確保するために、重度訪問介護の単価の引き上げを検討していただきたい。

回答

障がい者の居住地の地域性や生活実態に即したサービス水準が保てるとともに、障がい福祉サービス等事業者が適切な支援を安定して実施できるよう、本市としても国に対してサービス提供の現状に基づく様々な事業報酬の改善等を要望しているところです。

今後とも、障がいのある方に対するサービスを安定的に提供するために、居宅介護事業所等において十分な職員配置が行えるよう、引き続き報酬の改善を要望してまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 6208-8245）

令和2年度 西成区地域福祉推進会議からの意見

9.【新規】障がい者夜間・休日等緊急時支援事業について

令和2年2月より、夜間・休日等緊急時支援事業の制度が開始し、今年度末で1年が経過する。西成区では、申請がなかったが、大阪市全体としての申請件数と支給決定件数、及び申請はあったが却下となったケースの内容を、それぞれ教えていただきたい。件数が少なかったのであれば、さらなる周知活動が必要と考えるが、いかがか。

回答

障がい者夜間・休日等緊急時支援事業について、事業開始以降、1件の申請がありましたが、当該申請については本事業の対象者要件を満たしていなかったため却下となっています。

本事業は、家族の急病等で緊急に支援が必要な状態となったものの、休日・夜間のため障がい福祉サービスの支給申請ができない等、障がい福祉サービスを利用できない場合に、障がい福祉サービス等事業所の従業者が居宅を訪問する等して支援を行った際の経費の一部を支給する事業です。

保健福祉センターが開庁している場合である等、障がい福祉サービスや特例介護給付費、やむを得ない事由による措置等による対応が可能な場合は、それらを優先して利用していただくことになります。

また、緊急に支援が必要となり、施設保護を要する状態である場合には、本年7月より実施している障がい者緊急一時保護事業を利用していただくことも可能です。

本市では、障がいのある方が、状況に応じて必要な支援を利用できるよう、これらの事業を関係先に周知することにより、安心した地域生活を支える体制の確保に努めてまいります。

担当：福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話 6208-7999）

令和2年度 西成区地域福祉推進会議からの意見

| |
|---|
| <p>10.【新規】精神障がい者の方の住居の問題について</p> |
| <p>高齢に比べると、障がいの施設は社会資源が少なく、高齢の施設への入居に頼らざるを得ない状況となっている。65歳を越え介護保険に移行となり、一人での生活が難しくなったとしても精神障がいの方の場合、身体は元気なため、要支援等低い介護度しか出ず、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームの入居を断られるといったケースがある。施設や病院からの地域移行者も帰る場所が少なく住居に困ることが多くある。</p> <p>大阪市では地域移行を推進しているが、精神障がいの方が帰る場所が少ないことに対し、何か検討をされていることがあれば教えてほしい。</p> |
| <p>回答</p> |
| <p>精神科病院で病状が安定しているにも関わらず長期入院に至っている方々で、住まいの確保ができないことが退院阻害要因となっている方もおられるため、住居の問題は地域移行支援においても課題の一つであると考えています。</p> <p>また、精神科病院や障がい者支援施設等から地域生活への移行を推進するうえでは、地域での受入体制づくりが必要であると考えています。</p> <p>本市では、障がいの程度にかかわらず入居できるグループホームは地域生活を支える重要な社会資源であるとの認識に立ち、グループホームの設置を促進するため、市内で新規に整備を行うグループホームに対し、住宅の賃貸借、購入、住宅改造に関する補助、備品購入にかかる経費の補助を実施しているところです。また、強度行動障がいのある方については、受け皿となるグループホームに対して、個々の障がい特性に対応するための住宅改造に係る改造費補助を設け、グループホームにおいて強度行動障がいのある方を受け入れやすい環境を整備しているところです。</p> <p>精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、関係局で連携し検討して参ります。</p> |
| <p>担当：健康局健康推進部こころの健康センター（電話 6922-8520） 福祉局障がい者施策部障がい福祉課（電話 6208-7999） 福祉局障がい者施策部障がい支援課（電話 6208-8245）</p> |